

# 第3回EVグリッドWGの進め方について

2023年9月8日

経済産業省

## E Vグリッドの将来ビジョンの議論（必須）

- 小グループにて、事務局で整理をしたありたい将来のEV×電力システム像とそれを達成するための課題について、網羅できているか、実現するタイミングや達成度合いに差異はないか御議論し、加筆・修正いただきたい。
- 今回は、業界を跨いだ共通認識となり得るありたい将来のEV×電力システム像の構築を意識して、闊達な議論をしていただきたい。
- 『EVユーザー』と『非EVユーザー』双方を考慮し、EVユーザー以外に不利益を寄せる形ではなく、社会全体としてありたい像を描いていただきたい。
- 必須項目のありたい将来像とその課題の議論に関しては、事務局のアジェンダの順番や時間枠にとらわれず、15:10～17:25を自由に活用してください。
- 課題の議論に関しては、今回で全て出そろうようにご議論いただき、特にEVとグリッドにまたがる課題については、様々な事業者が参画する本WGでなければ議論が難しいところ、是非積極的にご議論いただきたい。
- 途中、15分間、中間共有の時間を設けております。議論の中で、事務局案に対して変化が大きかった部分に関して、共有をお願いします。

## E Vグリッドの将来ビジョンの議論（追加※時間がある場合）

- 課題に紐づく課題や解決策の方向性について早期解決が必要な重要な項目は何か、またその優先順位についてご議論いただきたい。

# グループ分けに関して

- 第2回の議論から引き続きより深く議論していただくため、前回同様のグループ分けとしています。
- 今回は、新規プレイヤーの皆様にも司会・進行・発表をしていただきます。

グループ	A	B	C	D
場所	第2特別会議室 (本館17階西6)	第4、5会議室 (本館17階東4、5)	第4、5会議室 (本館17階東4、5)	第3特別会議室 (本館17階西1)
自動車OEM	日産自動車株式会社	トヨタ自動車株式会社	本田技研工業株式会社	三菱自動車工業株式会社
充放電器メーカー	パナソニック ホールディングス株式会社	株式会社東光高岳	ニチコン株式会社 株式会社ダイヘン	ABB Ltd.
充電器サービス	ENEOS株式会社	株式会社プラゴ Terra Motors株式会社	ユビ電株式会社	株式会社 e-Mobility Power
一送	東京電力パワーグリッド 株式会社	九州電力送配電株式会社	中部電力パワーグリッド 株式会社	関西電力送配電株式会社
小売・アグリ	九州電力株式会社	三菱商事株式会社	アークエルテクノロジーズ 株式会社	丸紅株式会社
新規プレイヤー(司会・発表)	住友商事株式会社	自然電力株式会社	GO株式会社	株式会社REXEV

# 小グループワークに関して

- 小グループごとに指定された部屋へ移動してください。
- モニター、ホワイトボード、A3紙・ペン・付箋を用意しております。御自由に活用ください。  
(パワーポイント以外にまとめていただいた場合は、写真で共有する予定です。)
- グループワークは、**15:10～17:25**(途中共有時間15分含む)の135分間です。**終了後、17:30までに本会場にお戻りください。**
- グループワーク後に、1グループにつき4分で全体共有していただくため、共有可能なまとめの作成をお願いします。
- 休憩時間を設けておりませんので、適宜取得、お願いします。

グループ	A	B	C	D
場所	第2特別会議室 (本館17階西6)	第4、5会議室 (本館17階東4、5)	第4、5会議室 (本館17階東4、5)	第3特別会議室 (本館17階西1)
自動車OEM	日産自動車株式会社	トヨタ自動車株式会社	本田技研工業株式会社	三菱自動車工業株式会社
充放電器メーカー	パナソニック ホールディングス株式会社	株式会社東光高岳	ニチコン株式会社 株式会社ダイヘン	ABB Ltd.
充電器サービサー	ENEOS株式会社	株式会社プラゴ Terra Motors株式会社	ユビ電株式会社	株式会社 e-Mobility Power
一送	東京電力パワーグリッド 株式会社	九州電力送配電株式会社	中部電力パワーグリッド 株式会社	関西電力送配電株式会社
小売・アグリ	九州電力株式会社	三菱商事株式会社	アークエルテクノロジーズ 株式会社	丸紅株式会社
新規プレイヤー(司会・発表)	住友商事株式会社	自然電力株式会社	GO株式会社	株式会社REXEV

## 留意事項

- 本検討会は、チャタムハウスルールを適用します。
- 本検討会で得た情報について対外的に利用される場合には、当該部分に関する発言者の所属や氏名に言及しないようお願いいたします。

(参考) チャタムハウスルール (経済産業省による仮訳)

チャタムハウスルールに基づいて会合が開催された場合、参加者は受け取った情報を自由に利用することができるが、発言者や他の参加者の身元や所属を明らかにすることはできない。

### Chatham House Rule

When a meeting, or part thereof, is held under the Chatham House Rule, participants are free to use the information received, but neither the identity nor the affiliation of the speaker(s), nor that of any other participant, may be revealed.

本日はよろしく申し上げます。